

○農林水産省告示第七百三十四号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の二の項のフィリピン共和国から発送されるソロ種のパイヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成六年四月二十五日から施行する。
平成六年四月二十二日

農林水産大臣 畑 英次郎

一 植物及び地域

ソロ種のパイヤの生果実であつて、フィリピン共和国植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物及び航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) フィリピン共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているフィリピン共和国植物防疫機関が発行した植物検査証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ又はウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)に侵されていないものであること。

イ 四の消毒が行われたものであること。

(三) (一)の植物検査証明書には、(一)の検査及び四の消毒の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

四 生産地における消毒

蒸熱処理施設において、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部を四十六度とし、その温度以上で七十分間消毒すること。

五 こん包及びこん包場所

(一) 生果実は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) こん包は、ミバエ類の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

(三) 各こん包には、フィリピン共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

(一) 三の(一)の検査及び四の消毒が行われた各生果実には輸出植物検査が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

(二) (一)の仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。